



# 鳥取県公報

平成 18 年 12 月 12 日(火)  
第 7 8 4 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (872) (森林保全課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (873~876) (〃) . . . . . 2
	都市計画事業の認可 (877) (道路建設課) . . . . . 5
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (878) (〃) . . . . . 5
◇ 選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (56) . . . . . 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第 872 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市国府町殿字一ノ奥231の3・国府町拾石字所田ヨリ四天原入会286の4・287の3（以上3筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市国府町殿字一ノ奥209の1・209の2・211の1・217・231の1・国府町拾石字所田ヨリ四天原入会285・286の1・287の1（以上8筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- (3) 解除の理由  
ダム用地とするため

---

## 鳥取県告示第 873 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字新見字アソフ小セイミ 889、字塚向 1114 の 1、1114 の 3、1114 の 4、大字篠坂字大床 43、43 の 1、44 の 1、44 の 2、字長途 473 から 477 まで、字テンドリ 478 から 481 まで、486、486 の 1、487、489 から 499 まで、501 の 1、502、504、504 の 1、505、字乳尾口 517、518、521、521 の 1、522 の 1、大字山根字寺谷 755、字荒神谷 764、766 の 1、766 の 2、768 から 772 まで、774、775、字杉ヶ谷山 779 の 1、800 の 1、大字三吉字檜木谷 794 の 1、795、795 の 1、796 から 800 まで、801 の 1、802、大字宇波字大途 891、892、895、897、字小途 898 の 1、字立平 905、911 の 1、911 の 2、字砂子谷 920 の 1、920 の 3、字杉ヶ谷 928 の 1、932、933、936 の 1、字スケノ平 938 の 1、大字西野字橋本 1428、1430、1431、1435 から 1438 まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第 874 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷3437の1・3437の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3437の16から3437の40まで、3437の41（次の図に示す部分に限る。）、3437の42、3437の43、3437の45から3437の47まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第 875 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒埴字小屋ガナル440、441、441の1から441の5まで、442の1、443の1から443の9まで、字櫛浪ノ内大阪446の1から446の11まで、字扇畑448、448の1、448の2、字小櫛波口477、477の1、字ウス谷581、字下モ木原592、字上ミ木原596、596の1、597、字龍ヶ途599、600の1、600の4、601、602、604の1、604の2、字神田605、607の1、607の2、608の1、609の1から609の6まで、字坂谷612、612の1、612の2、字細谷613の1から613の3まで、字木原口上エ615の1、615の4、615の5、616の1、616の5、字盗人谷618

- の 1、619から622まで、624、625、626の 1、字杓ヶ原下モヶ市665、666、667の 1、字蛇ヶ谷668、669、669の 1から669の 4まで、670、670の 1、671、671の 1、字井手ノ手672、673、字荒堀674から677まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 

### 鳥取県告示第 876 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市桜字谷山65の 2、65の 7、65の 9 から65の15まで、65の17から65の19まで、65の21から65の24まで、字上向山847から849まで、河来見字須賀谷817、字中ノ畑谷824の 1 から824の 5 まで、825の 2、般若字砂田南平16の 1、18、上大立字足谷403の 1、403の 6
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市般若字新林46の 6、46の 7、字堂ノ上393の 5、字竹ノ谷平ラ405、406の 3、字大谷412の 1 から412の 3 まで、上福田字八町谷839の 2、服部字久坂平ラ105、大立字宮ノ谷805、806、807の 1、立見字宮ノ平ル341、344の 2、344の 3、340
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第 877 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称  
倉吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
倉吉都市計画道路事業 8・7・1号倉吉駅南北線（自由通路）
- 3 事業施行期間  
平成18年12月12日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
鳥取県倉吉市上井地内
  - (2) 使用の部分  
鳥取県倉吉市上井地内

---

#### 鳥取県告示第 878 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称  
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線
- 3 事業施行期間  
平成13年2月16日から平成22年3月31日まで  
(変更前 平成13年2月16日から平成19年3月31日まで)
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

- 変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 56 号

平成 18 年 12 月 5 日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、1,091 であるので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 99 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称及び数量

人工心肺装置・血液パラメーターモニターシステム 一式

#### (2) 調達物品の仕様

入札説明書による

#### (3) 納入期限

平成 19 年 3 月 31 日（土）

#### (4) 納入場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

#### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、医療・理化学機器類に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 1 月 4 日（木）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 18 年 12 月 12 日 (火) から平成 19 年 1 月 22 日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局経営課用度担当

電話 0857-26-2271 (内線 2212)

#### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成 18 年 12 月 18 日 (月) から同月 27 日 (水) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に郵送すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 1 月 22 日 (月) 午後 1 時 15 分 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県立中央病院大会議室 (本館 1 階)

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成 19 年 1 月 12 日 (金) 午後 5 時までに提出しなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程 (平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。) 第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続

特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号) 第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :Hospital Blood Parameter Monitoring System and Heart Assist System, 1Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation :

5:00 PM, 12 January, 2007

(3) Date and Time for the submission of tenders : 1:15 PM, 22 January, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12:00 noon, 22 January, 2007

(4) Please contact:Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural

Central Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL:0857-26-2271 ex.2212